

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例（平成二十五年条例第十六号）新旧対照表

旧条文	新条文
<p>○青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例                      平成二十五年三月二十七日                      青森県条例第十六号                      改正 平成二六年 三月二六日条例第四八号                      平成二七年 三月二五日条例第三二号                      令和 二年 三月二七日条例第一八号</p> <p>青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例をここに公布する。</p> <p>青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例                      （趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定及び法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（手数料の納入）</p> <p>第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納入しなければなら</p>	<p>○青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例                      平成二十五年三月二十七日                      青森県条例第十六号                      改正 平成二六年 三月二六日条例第四八号                      平成二七年 三月二五日条例第三二号                      令和 二年 三月二七日条例第一八号                      令和 年 月 日条例第 号</p> <p>青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例をここに公布する。</p> <p>青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例                      （趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定及び法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（手数料の納入）</p> <p>第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納入しなければなら</p>

ない。

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年条例第四八号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年条例第三二号)

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 (令和二年条例第一八号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表 (第二条関係)

(平二六条例四八・平二七条例三二・令二条例一八・一部改正)

手数料を納入すべき者	手数料		
	名称	区分	金額

ない。

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年条例第四八号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年条例第三二号)

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 (令和二年条例第一八号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (令和 年条例第 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表 (第二条関係)

(平二六条例四八・平二七条例三二・令二条例一八・一部改正)

手数料を納入すべき者	手数料		
	名称	区分	金額

一 法第五十三條第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定 (以下「計画認定」という。)を受けようとする者	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	知事	一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)	四千円
		が定める者があらかじめかじめ法		
		第五十四條第一項各号に掲げる基準(以下「認定基準」という。)		
		下に「認定基準」という。)	共同住宅 共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以下の場合	九千円
		に適用する。	の他一戸建ての住宅以外の住宅をい	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が六以上十以下の場合

一 法第五十三條第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定を受けようとする者	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	知事	一戸建ての住宅(一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。以下同じ。)	四千円
		が定める者があらかじめかじめ法		
		第五十四條第一項各号に掲げる基準(以下「認定基準」という。)		
		下に「認定基準」という。)	共同住宅 共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合	八千円
		に適用する。	の他の一戸建ての住宅以外の住宅をい	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合

合す ると 認め た場 合	う。以下同 じ。)又は 複合建築 物(住宅の 用途に供 する部分 及び住宅 の用途以 外の用途 に供する 部分を有 する建築 物をいう。 以下同 じ。)	共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 十一以上二十五以下 の場合	二万六千円
合 す ると 認め た場 合	う。以下同 じ。)又は 複合建築 物(住宅の 用途に供 する部分 及び住宅 の用途以 外の用途 に供する 部分を有 する建築 物をいう。 以下同 じ。)	共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 二十六以上五十以下 の場合	四万四千円
合 す ると 認め た場 合	う。以下同 じ。)又は 複合建築 物(住宅の 用途に供 する部分 及び住宅 の用途以 外の用途 に供する 部分を有 する建築 物をいう。 以下同 じ。)	共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 五十一以上百以下の 場合	七万九千円
合 す ると 認め た場 合	う。以下同 じ。)又は 複合建築 物(住宅の 用途に供 する部分 及び住宅 の用途以 外の用途 に供する 部分を有 する建築 物をいう。 以下同 じ。)	共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 百一以上二百以下の 場合	十二万五千 円
合 す ると 認め た場 合	う。以下同 じ。)又は 複合建築 物(住宅の 用途に供 する部分 及び住宅 の用途以 外の用途 に供する 部分を有 する建築 物をいう。 以下同 じ。)	共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 二百一以上三百以下 の場合	十五万八千 円
合 す ると 認め た場 合	う。以下同 じ。)又は 複合建築 物(住宅の 用途に供 する部分 及び住宅 の用途以 外の用途 に供する 部分を有 する建築 物をいう。 以下同 じ。)	共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 三百一以上の場合	十六万九千 円

合す ると 認め た場 合	いう。以下 同じ。)又 は複合建 築物(住戸 の数が一 のものを 除く。)の 住宅部分	共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 十六以上四十五以下 の場合	四万円
合 す ると 認め た場 合	いう。以下 同じ。)又 は複合建 築物(住戸 の数が一 のものを 除く。)の 住宅部分	共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 四十六以上の場合	七万三千円
合 す ると 認め た場 合	いう。以下 同じ。)又 は複合建 築物(住戸 の数が一 のものを 除く。)の 住宅部分	共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 四十六以上の場合	削除
合 す ると 認め た場 合	いう。以下 同じ。)又 は複合建 築物(住戸 の数が一 のものを 除く。)の 住宅部分	共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 四十六以上の場合	削除
合 す ると 認め た場 合	いう。以下 同じ。)又 は複合建 築物(住戸 の数が一 のものを 除く。)の 住宅部分	共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 四十六以上の場合	削除
合 す ると 認め た場 合	いう。以下 同じ。)又 は複合建 築物(住戸 の数が一 のものを 除く。)の 住宅部分	共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 四十六以上の場合	削除

非住宅建築物（住宅の用途以外の用途のみに供する建築物をいう。以下同じ。）	非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合	九千円
	新設	新設
	非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	二万六千円
	非住宅建築物の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合	七万九千円

非住宅建築物（省令第一条第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下又は複合建築物の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する非住宅部分をい	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	八千円
	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	一万四千円
	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	二万四千円
	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	七万三千円

	非住宅建築物の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合	十二万五千円
	非住宅建築物の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合	十五万八千円
	非住宅建築物の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合	十九万八千円
共同住宅等又は複合建築物の住戸	一の共同住宅等又は複合建築物に係る住戸について計画認定を受けようとする住戸の数（以下この号において「計画認定	九千円

う。以下同じ。）	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	十一万六千円
	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	十四万六千円
	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	十八万三千円
削除	削除	削除

		住戸数」という。)	
		が五以下の場合	
		計画認定住戸数が六	一万五千元
		以上十以下の場合	
		計画認定住戸数が十	二万六千元
		一以上二十五以下の	
		場合	
		計画認定住戸数が二	四万四千元
		十六以上五十以下の	
		場合	
		計画認定住戸数が五	七万九千元
		十一以上百以下の場	
		合	
		計画認定住戸数が百	十二万五千
		一以上二百以下の場	円
		合	
		計画認定住戸数が二	十五万八千
		百一以上三百以下の	円
		場合	
		計画認定住戸数が三	十六万九千
		百一以上の場合	円
新設	新設	新設	新設

		削除	削除
		削除	削除
		削除	削除
		削除	削除
		削除	削除
		削除	削除
複合 建築	住宅 部分	複合建築物の住戸の 数が一の場合	四千元

	新設	新設
	新設	新設
	新設	新設
	新設	新設
新設	新設	新設
	新設	新設
	新設	新設

物	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	八千円
	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	一万八千円
	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	四万円
	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	七万三千円
非住宅部分	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	八千円
	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	一万四千円
	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計	二万四千円



			新設	新設
			新設	新設
			新設	新設
			新設	新設
その	一戸建ての住宅			三万三千元

			が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	
			複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	七万三千元
			複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	十一万六千円
			複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	十四万六千円
			複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	十八万三千円
その	一戸建て	省令第十条第二号イ		三万四千元

他の場合		
共同住宅等又は複合建築物	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以下の場合	六万八千円
	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が六以上十以下の場合	九万五千円
	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十一以上二十五以下の場合	十三万四千円
	共同住宅等又は複合建築物	十九万三千円

他の場合	の住宅又は複合建築物(住戸の数が一のものに限る。)の住宅部分	(1)の基準を用いる場合 (2)の基準を用いる場合	一万七千円
	共同住宅等又は複合建築物(住戸の数が一のものを除く。)の住宅部分	省令第十条第二号イ(1)の基準を用いる場合	六万三千円
		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合	十万五千円
		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	十七万九千円
		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	二十五万六千円

建築物の住戸の数が 二十六以上五十以下 の場合	円
共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 五十一以上百以下の 場合	二十七万七 千円
共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 百一以上二百以下の 場合	三十七万六 千円
共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 二百一以上三百以下 の場合	四十九万三 千円
共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 三百一以上の場合	五十七万九 千円
新設 新設	新設

は複合建築物 の住戸の数が 四十六以上の 場合	千円	
削除	削除	
削除	削除	
削除	削除	
削除	削除	
省令 第十 条第 二号	共同住宅等又 は複合建築物 の住戸の数が 四以下の場合	二万九千円

		新設	新設
		新設	新設
		新設	新設
非住宅建築物	非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合		二十二万四千円
		新設	新設

	イ(2)の基準を用いる場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	五万千円
		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	九万四千円
		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	十四万二千円
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	省令第十条第一号イ(1)の基準を用い	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	二十万七千円
		非住宅建築物	二十六万円

非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	三十六万三千円
非住宅建築物の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合	五十一万九千円

る場 合又 は同 号た だし 書の 規定 を適 用す る場 合	又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	
	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	三十三万六千円
	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以	四十八万円

非住宅建築物の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合	六十三万九千円
非住宅建築物の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合	七十五万六千円
非住宅建築物の床面積の合計が二万五千	八十六万二千円

上五千平方メートル未満の場合	
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合	五十九万九千円
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	六十九万九千円
非住宅建築物又は複合建築	七十九万七千円

平方メートルを超える場合		
新設	新設	新設
	新設	新設
新設		新設

	物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	
省令 第十 条第 一号 イ(2) の基 準を 用い る場 合	非住宅建築物 又は複合建築 物の非住宅部 分の床面積の 合計が三百平 方メートル未 満の場 合	七万九千円
	非住宅建築物 又は複合建築 物の非住宅部 分の床面積の 合計が三百平 方メートル以 上千平方メー トル未満の場 合	十万千円
	非住宅建築物 又は複合建築	十三万三千 円

新設	新設
新設	新設

物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	二十一万五 千円
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メ	二十八万千 円



		新設	新設
		新設	新設
共同住宅 等又は複 合建築物 の住戸	計画認定住戸数が五 以下の場合	六万八千円	
	計画認定住戸数が六 以上十以下の場合	九万五千円	
	計画認定住戸数が十	十三万四千	

		一トール未満の 場合	
		非住宅建築物 又は複合建築 物の非住宅部 分の床面積の 合計が一万平 方メートル以 上二万五千平 方メートル未 満の場合	三十三万八 千円
		非住宅建築物 又は複合建築 物の非住宅部 分の床面積の 合計が二万五 千平方メート ル以上の場合	三十九万七 千円
削除	削除		削除
	削除		削除
	削除		削除

			一以上二十五以下の 場合	円
			計画認定住戸数が二 十六以上五十以下の 場合	十九万三千 円
			計画認定住戸数が五 十一以上百以下の場 合	二十七万七 千円
			計画認定住戸数が百 一以上二百以下の場 合	三十七万六 千円
			計画認定住戸数が二 百一以上三百以下の 場合	四十九万三 千円
			計画認定住戸数が三 百一以上の場合	五十七万九 千円
新設	新設	新設	新設	新設
			新設	新設

				削除
				削除
				削除
				削除
				削除
複合 建築 物	住宅 部分	省令 第十 条第 二号 イ(1) の基 準を	複合建築物の 住戸の数が一 の場合	三万四千元
			複合建築物の 住戸の数が二 以上四以下の 場合	六万三千元

新設	新設
新設	新設
新設	新設
新設	新設
新設	新設
新設	新設

用いる場合	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	十万五千元
	複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	十七万九千円
	複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	二十五万六千元
省令第十条第 二号イ(2)の基 準を 用いる場 合	複合建築物の住戸の数が一の場合	一万七千元
	複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	二万九千元
	複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	五万千元

				新設	新設					複合建築物の 住戸の数が十 六以上四十五 以下の場合	九万四千元	
				新設	新設					複合建築物の 住戸の数が四 十六以上の場 合	十四万二千 円	
			新設	新設	新設					非住 宅部 分 省令 第十 条第 一号 イ(1) の基 準を 用い る場 合又 は同 号た だし 書き の規	複合建築物の 非住宅部分の 床面積の合計 が三百平方メ ートル未満の 場合	二十万七千 円
				新設	新設					複合建築物の 非住宅部分の 床面積の合計 が三百平方メ ートル以上千 平方メートル 未満の場合	二十六万円	
				新設	新設					複合建築物の 非住宅部分の	三十三万六 千元	

						定を 適用 する 場合	床面積の合計 が千平方メー トル以上二千 平方メートル 未満の場合	
	新設		新設				複合建築物の 非住宅部分の 床面積の合計 が二千平方メ ートル以上五 千平方メート ル未満の場合	四十八万円
	新設		新設				複合建築物の 非住宅部分の 床面積の合計 が五千平方メ ートル以上一 万平方メート ル未満の場合	五十九万千 円
	新設		新設				複合建築物の 非住宅部分の 床面積の合計 が一万平方メ	六十九万九 千円

						一トール以上二 万五千平方メ ートル未満の 場合		
			新設		新設	複合建築物の 非住宅部分の 床面積の合計 が二万五千平 方メートル以 上の場合	七十九万七 千円	
			新設	新設	新設	省令 第十 条第 一号 イ(2) の基 準を 用い る場 合	複合建築物の 非住宅部分の 床面積の合計 が三百平方メ ートル未満の 場合	七万九千円
			新設		新設	複合建築物の 非住宅部分の 床面積の合計 が三百平方メ ートル以上千 平方メートル 未満の場合	十万千円	

新設	新設
新設	新設
新設	新設
新設	新設

複合建築物の 非住宅部分の 床面積の合計 が千平方メー トル以上二千 平方メートル 未満の場合	十三万三千 円
複合建築物の 非住宅部分の 床面積の合計 が二千平方メ ートル以上五 千平方メート ル未満の場合	二十一万五 千円
複合建築物の 非住宅部分の 床面積の合計 が五千平方メ ートル以上一 万平方メート ル未満の場合	二十八万千 円
複合建築物の 非住宅部分の	三十三万八 千円





者	と認 めた 場合	建築物の住戸の数が 十一以上二十五以下 の場合	
		共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 二十六以上五十以下 の場合	二万二千元
		共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 五十一以上百以下の 場合	三万九千元
		共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 百一以上二百以下の 場合	六万二千元
		共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 二百一以上三百以下 の場合	七万九千元
		共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 三百一以上の場合	八万四千元
非住宅建	非住宅建築物の床面	四千元	

と認 めた 場合	建築物の住戸の数が 十六以上四十五以下 の場合	
	共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 四十六以上の場合	三万六千元
	削除	削除
	削除	削除
	削除	削除
	削除	削除
非住宅建	非住宅建築物又は複	四千元

		建築物	積の合計が三百平方メートル以内の場合			建築物又は複合建築物の非住宅部分	合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	
			新設	新設			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	七千円
			非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	一万三千円			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	一万二千元
			非住宅建築物の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合	三万九千元			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	三万六千元
			非住宅建築物の床面積	六万二千元			非住宅建築物又は複	五万八千元

		積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合				合建築物の非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合		
		非住宅建築物の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合	七万九千円			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合	七万三千円	
		非住宅建築物の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合	九万九千円			非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合	九万千円	
	共同住宅等又は複合建築物の住戸	一の共同住宅等又は複合建築物に係る住戸について計画変更認定を受けようとする住戸の数（以下この号において「計画変更認定住戸数」と	四千円			削除	削除	削除

		いう。)が五以下の 場合					
		計画変更認定住戸数 が六以上十以下の場 合	七千円			削除	削除
		計画変更認定住戸数 が十一以上二十五以 下の場合	一万三千円			削除	削除
		計画変更認定住戸数 が二十六以上五十以 下の場合	二万二千元			削除	削除
		計画変更認定住戸数 が五十一以上百以下 の場合	三万九千元			削除	削除
		計画変更認定住戸数 が百一以上二百以下 の場合	六万二千元			削除	削除
		計画変更認定住戸数 が二百一以上三百以 下の場合	七万九千元			削除	削除
		計画変更認定住戸数 が三百一以上の場合	八万四千元			削除	削除
新設	新設	新設		新設		複合住宅	複合建築物の住戸の 二千元

						建築物部分数が一の場合	
		新設		新設		複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合	四千円
		新設		新設		複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	九千円
		新設		新設		複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	二万円
		新設		新設		複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	三万六千円
		新設	新設		新設	非住宅部分の複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合	四千円
		新設		新設		複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	七千円
		新設		新設		複合建築物の非住宅	一万二千元

							部分の床面積の合計 が千平方メートル以 上二千平方メートル 未満の場合	
			新設				複合建築物の非住宅 部分の床面積の合計 が二千平方メートル 以上五千平方メート ル未満の場合	三万六千円
			新設				複合建築物の非住宅 部分の床面積の合計 が五千平方メートル 以上一万平方メート ル未満の場合	五万八千円
			新設				複合建築物の非住宅 部分の床面積の合計 が一万平方メートル 以上二万五千平方メ ートル未満の場合	七万三千円
			新設				複合建築物の非住宅 部分の床面積の合計 が二万五千平方メー トル以上の場合	九万千円

その 他の 場合	一戸建ての住宅	一万六千円	
	共同住宅等又は複合建築物	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以下の場合	三万四千円
	共同住宅等又は複合建築物	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が六以上十以下の場合	四万七千円
	共同住宅等又は複合建築物	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十一以上二十五以下の場合	六万七千円
	共同住宅等又は複合建築物	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が二十六以上五十以下の場合	八万七千円
	共同住宅等又は複合建築物	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五十以上の場合	九万六千円

その 他の 場合	一戸建ての住宅又は複合建築物(住戸の数が一のものに限る。)の住宅部分	省令第十条第二号イ(1)の基準を用いる場合	一万七千円	
	共同住宅等又は複合建築物(住戸の数が一のものに限る。)の住宅部分	省令第十条第二号イ(2)の基準を用いる場合	八千円	
	共同住宅等又は複合建築物(住戸の数が一のものを除く。)の住宅部分	省令第十条第二号イ(1)の基準を用いる場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合	三万千円
	共同住宅等又は複合建築物(住戸の数が一のものを除く。)の住宅部分	省令第十条第二号イ(1)の基準を用いる場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	五万二千円
	共同住宅等又は複合建築物(住戸の数が一のものを除く。)の住宅部分	省令第十条第二号イ(1)の基準を用いる場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	八万九千円
	共同住宅等又は複合建築物(住戸の数が一のものを除く。)の住宅部分	省令第十条第二号イ(1)の基準を用いる場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十六以上五十以下の場合	十二万八千円


建築物の住戸の数が二十六以上五十以下の場合		
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五十一以上百以下の場合	十三万八千円	
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が百一以上二百以下の場合	十八万八千円	
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が二百一以上三百以下の場合	二十四万六千円	
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が三百一以上の場合	二十八万九千円	
新設	新設	新設
新設		新設


	住戸の数が四十六以上の場合	円
削除		削除
削除		削除
削除		削除
削除		削除
省令第十条第二号イ(2)	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四以下の場合	一万四千元
	共同住宅等又	二万五千元



			新設		新設
			新設		新設
	非住宅建築物	非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合		十一万二千円	
		新設			新設

			の基準を用いる場合	は複合建築物の住戸の数が五以上十五以下の場合	
				共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十六以上四十五以下の場合	四万七千円
				共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が四十六以上の場合	七万千円
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	省令第十条第一号イ(1)の基準を用いる場	非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の場合			十万三千円
		非住宅建築物又は複合建築			十三万円









			新設	新設				場合	
			新設	新設				非住宅建築物 又は複合建築物 の非住宅部 分の床面積の 合計が一万平 方メートル以 上二万五千平 方メートル未 満の場合	十六万九千 円
			新設	新設				非住宅建築物 又は複合建築物 の非住宅部 分の床面積の 合計が二万五 千平方メー トル以上の場合	十九万八千 円
		共同住宅 等又は複 合建築物 の住戸	計画変更認定住戸数 が五以下の場合	三万四千元		削除	削除		削除
			計画変更認定住戸数 が六以上十以下の場 合	四万七千元			削除		削除
			計画変更認定住戸数	六万七千元			削除		削除

				が十一以上二十五以下の場合	
				計画変更認定住戸数	九万六千円
				が二十六以上五十以下の場合	
				計画変更認定住戸数	十三万八千円
				が五十一以上百以下の場合	
				計画変更認定住戸数	十八万八千円
				が百一以上二百以下の場合	
				計画変更認定住戸数	二十四万六千円
				が二百一以上三百以下の場合	
				計画変更認定住戸数	二十八万九千円
				が三百一以上の場合	
	新設	新設	新設	新設	新設
			新設	新設	新設

				削除	削除
				削除	削除
				削除	削除
				削除	削除
				削除	削除
複合建築物	住宅部分	省令第十条第二号イ(1)の基準を	複合建築物の住戸の数が一の場合		一万七千円
			複合建築物の住戸の数が二以上四以下の場合		三万千円





			新設	新設
			新設	新設
	新設	新設	新設	新設
			新設	新設
			新設	新設

		複合建築物の 住戸の数が十 六以上四十五 以下の場合	四万七千円
		複合建築物の 住戸の数が四 十六以上の場 合	七万千円
非住 宅部 分	省令 第十 条第 一号 イ(1) の基 準を 用い る場 合又 は同 号た だし 書き の規	複合建築物の 非住宅部分の 床面積の合計 が三百平方メ ートル未満の 場合	十万三千円
		複合建築物の 非住宅部分の 床面積の合計 が三百平方メ ートル以上千 平方メートル 未満の場合	十三万円
		複合建築物の 非住宅部分の	十六万八千 円









うとする者とみなして表の第二号の規定を適用する。

三 次の表の上欄に掲げる部分を有する共同住宅等又は複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、表の第一号に定める額に、次の表の中欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。ただし、共同住宅等又は複合建築物に係る計画認定を受けようとする者が当該共同住宅等又は複合建築物の共用部分（住戸以外の住宅の用途に供する部分をいう。以下同じ。）について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年／経済産業省／国土交通省／令第一号）第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合は、表の第一号に定める額とする。

共同住宅等又は複合建築物の部分	区分		金額
共用部分	表の第一号の知事が定める者がある	共用部分の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合	九千円
	あらかじめ認定基準に適合すると認められた場合	共用部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	二万六千円
		共用部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合	七万九千円

削除

削除	削除		削除
削除	削除	削除	削除
		削除	削除
		削除	削除

	共用部分の床面積の合計が 五千平方メートルを超え一 万平方メートル以内の場合	十二万五千 円	削除	削除
	共用部分の床面積の合計が 一万平方メートルを超え二 万五千平方メートル以内の 場合	十五万八千 円	削除	削除
	共用部分の床面積の合計が 二万五千平方メートルを超 える場合	十九万八千 円	削除	削除
その他の場 合	共用部分の床面積の合計が 三百平方メートル以内の場 合	十万七千円	削除	削除
	共用部分の床面積の合計が 三百平方メートルを超え二 千平方メートル以内の場合	十七万七千 円		削除
	共用部分の床面積の合計が 二千平方メートルを超え五 千平方メートル以内の場合	二十七万七 千円		削除
	共用部分の床面積の合計が 五千平方メートルを超え一 万平方メートル以内の場合	三十五万五 千円		削除
	共用部分の床面積の合計が	四十二万五		削除

		一万平方メートルを超え二 万五千平方メートル以内の 場合	千円				
		共用部分の床面積の合計が 二万五千平方メートルを超 える場合	四十九万五 千円			削除	削除
住宅の用途以外の 用途に供する部分 (以下「非住宅部 分」という。)	表の第一号 の知事が定 める者があ らかじめ認 定基準に適 合すると認 めた場合	非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートル以内の 場合	九千円	削除	削除	削除	削除
		非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートルを超え 二千平方メートル以内の場 合	二万六千円			削除	削除
		非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートルを超え 五千平方メートル以内の場 合	七万九千円			削除	削除
		非住宅部分の床面積の合計 が五千平方メートルを超え 一万平方メートル以内の場 合	十二万五千 円			削除	削除
		非住宅部分の床面積の合計 が一万平方メートルを超え	十五万八千 円			削除	削除



	二万五千平方メートル以内 の場合				
	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートルを 超える場合	十九万八千 円		削除	削除
その他の場 合	非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートル以内の 場合	二十二万四 千円		削除	削除
	非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートルを超え 二千平方メートル以内の場 合	三十六万三 千円		削除	削除
	非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートルを超え 五千平方メートル以内の場 合	五十一万九 千円		削除	削除
	非住宅部分の床面積の合計 が五千平方メートルを超え 一万平方メートル以内の場 合	六十三万九 千円		削除	削除
	非住宅部分の床面積の合計 が一万平方メートルを超え 二万五千平方メートル以内	七十五万六 千円		削除	削除

	の場合	
	非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合	八十六万二千円

		削除	削除

四 次の表の上欄に掲げる部分を有する共同住宅等又は複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、表の第二号に定める額に、次の表の中欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。ただし、共同住宅等又は複合建築物に係る計画変更認定を受けようとする者が当該共同住宅等又は複合建築物の共用部分について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合は、表の第二号に定める額とする。

削除

共同住宅等又は複合建築物の部分	区分	金額
共用部分	表の第二号の知事が定める者がある場合	共用部分の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合 四千元
	あらかじめ認定基準に適合すると認められた場合	共用部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二平方メートル以内の場合 一万三千元
		共用部分の床面積の合計が三平方メートル以内の場合 三万九千元

削除		削除	削除
削除	削除	削除	削除
		削除	削除
		削除	削除

	二千平方メートルを超え五 千平方メートル以内の場合				
	共用部分の床面積の合計が 五千平方メートルを超え一 万平方メートル以内の場合	六万二千円		削除	削除
	共用部分の床面積の合計が 一万平方メートルを超え二 万五千平方メートル以内の 場合	七万九千円		削除	削除
	共用部分の床面積の合計が 二万五千平方メートルを超 える場合	九万九千円		削除	削除
その他の場 合	共用部分の床面積の合計が 三百平方メートル以内の場 合	五万三千円	削除	削除	削除
	共用部分の床面積の合計が 三百平方メートルを超え二 千平方メートル以内の場合	八万八千円		削除	削除
	共用部分の床面積の合計が 二千平方メートルを超え五 千平方メートル以内の場合	十三万八千 円		削除	削除
	共用部分の床面積の合計が 五千平方メートルを超え一 万平方メートル以内の場合	十七万七千 円		削除	削除

		万平方メートル以内の場合					
		共用部分の床面積の合計が 一万平方メートルを超え二 万五千平方メートル以内の 場合	二十一万二 千円			削除	削除
		共用部分の床面積の合計が 二万五千平方メートルを超 える場合	二十四万七 千円			削除	削除
非住宅部分	表の第二号 の知事が定 める者があ らかじめ認 定基準に適 合すると認 めた場合	非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートル以内の 場合	四千円	削除	削除	削除	削除
		非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートルを超え 二千平方メートル以内の場 合	一万三千円			削除	削除
		非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートルを超え 五千平方メートル以内の場 合	三万九千円			削除	削除
		非住宅部分の床面積の合計 が五千平方メートルを超え 一万平方メートル以内の場 合	六万二千円			削除	削除

	非住宅部分の床面積の合計 が一万平方メートルを超え 二万五千平方メートル以内 の場合	七万九千円	削除	削除
	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートルを 超える場合	九万九千円	削除	削除
その他の場 合	非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートル以内の 場合	十一万二千 円	削除	削除
	非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートルを超え 二千平方メートル以内の場 合	十八万千円	削除	削除
	非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートルを超え 五千平方メートル以内の場 合	二十五万九 千円	削除	削除
	非住宅部分の床面積の合計 が五千平方メートルを超え 一万平方メートル以内の場 合	三十一万九 千円	削除	削除
	非住宅部分の床面積の合計	三十七万八	削除	削除

	が一万平方メートルを超え 二万五千平方メートル以内 の場合	千円
	非住宅部分の床面積の合計 が二万五千平方メートルを 超える場合	四十三万円

五 法第五十四条第二項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、表の第一号若しくは第二号に定める額又は第三号若しくは前号の規定により算定した額に、当該審査に係る一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物又は非住宅建築物について青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）別表第一号の規定の例により算定した額を加算した額とする。

六 一の共同住宅等又は複合建築物に係る住戸について二以上の者が同時に当該共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る計画認定を受けようとする場合における共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、表の第一号に定める額又は第五号の規定により算定した額をこれらの者が計画認定を受けようとする住戸の数を合計した数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

		削除	削除

法第五十四条第二項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、表の第一号又は第二号に定める額に、当該審査に係る一戸建ての住宅、共同住宅等、非住宅建築物又は複合建築物について青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）別表第一号の規定の例により算定した額を加算した額とする。

削除

に、計画認定を受けようとする住戸の数を乗じて得た額とする。

七 一の共同住宅等又は複合建築物に係る住戸について二以上の者が同時に当該共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る計画変更認定を受けようとする場合における共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、表の第二号に定める額又は第五号の規定により算定した額をこれらの者が計画変更認定を受けようとする住戸の数を合計した数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、計画変更認定を受けようとする住戸の数を乗じて得た額とする。

削除